

平成28年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月24日提出）

建設委員会

【所管関係】

- 建設政策課 秋田県土地開発公社のあり方の検討結果について 1
秋田県土地開発公社のあり方検討委員会 検討報告書（別冊）

- 建築住宅課 地域振興局建築課の体制について 3

秋田県土地開発公社のあり方の検討結果について

平成28年2月24日
建設政策課

1 検討に至った経緯

秋田県土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和48年の設立以来、公共用地の取得等を行ってきたが、近年の地価の下落及び公共事業の減少など、公社を取り巻く環境は大きく変化した。

こうした中で、平成26年12月、県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」より「土地開発公社の存在意義を含めて根本から見直し、事業環境の変化に応じた対応方針を検討していく必要がある。」との提言があったことから、平成27年5月に外部有識者からなる「秋田県土地開発公社のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、公社の存在意義を含めた今後のあり方について検討した。

2 検討委員会による検討結果

(1) 今後のあり方を検討するに当たっての論点の整理

検討に当たり、各委員より「公社を解散した場合、県で対応が可能か」、「民間業者を活用することが市場原理に沿うのではないか」、「公社の運営等の将来的な見通しも議論する必要がある」等の発言があり、これらを踏まえ次の3点を検討に当たっての論点として整理した。

- ①今後の県の用地取得業務体制のあり方
- ②民間の補償コンサルタントへの委託の可能性
- ③公社の今後の運営のあり方

(2) 各論点のまとめ

①今後の県の用地取得業務体制のあり方

県の行財政改革により職員縮減が実施されており、用地担当職員の増員は困難な状況である。同様に行財政改革の一環として業務の外部委託化を進めてきたことを踏まえ、今後も県直営と併せて外部への委託が必要であると判断する。

②民間の補償コンサルタントへの委託の可能性

補償コンサルタントが行う用地取得業務のうち交渉・契約締結する部分は、非弁行為を禁止する弁護士法第72条に抵触する可能性が高いことから、現行法の下では補償コンサルタントに委託することは困難であると考えられる。

なお、将来、規制緩和により、補償コンサルタントが適法に交渉・契約締結できるようになれば、その活用についても検討する必要がある。

③ 公社の今後の運営のあり方

公社の収支については、公共事業の減少等により赤字経営が続いたが、経営改善計画に基づく経費削減等により、平成26年度に収支が黒字に転じ、また内部留保（準備金）も十分な金額で維持されており、財務状況に関して喫緊に取り組むべき大きな問題はないと判断する。

なお、今後も継続的な収入を得るため、県のみでなく、国や市町村の事業の積極的な受託により、経営基盤を安定させる必要がある。

(3) 今後の公社のあり方

各論点のまとめを踏まえ、公社については、県の用地担当職員と一体となって公共用地の取得業務を行う者として、現時点で存続することが必要と判断する。

ただし、県は、公社の経営状況を的確に把握しながら、長期的には社会情勢や経営環境の変化に応じて、公社のあり方や県の関与について継続して検討していくべきである。

3 県の今後の対応

公社については、検討委員会の検討結果を踏まえ存続することとし、今後も経営状況等を的確に把握しながら、公社の策定した「経営改善計画」などを基に、経営基盤の安定化を目的として指導監督していく。

また、社会情勢や経営環境の変化に応じながら、公社のあり方や県の関与について継続して検討を行う。

4 検討委員会の委員

専門分野	氏名	現職	備考
法律	長岐 和行	弁護士	委員長
土地	千田 幸紀	不動産鑑定士	
経済・会計	野口 修平	損保ジャパン日本興亜秋田支店	
経済・会計	吉岡 順子	公認会計士	
学識経験者	山口 邦雄	秋田県立大学准教授	

地域振興局建築課の体制について

平成28年2月24日
建築住宅課

1 体制等の経緯

- ・平成20年度まで、8地域振興局に建築課長以下の建築職員を常駐配置。
- ・平成21年4月から、3局（北秋田、秋田、平鹿）を本務局として建築職員を集約し、5局（鹿角、山本、由利、仙北、雄勝）には、本務局から建築職員1名が出向き業務を行っている。
- ・平成24年度から、横手市が特定行政庁となり、平鹿管内全ての建築物の確認を行っている。

2 体制の見直し

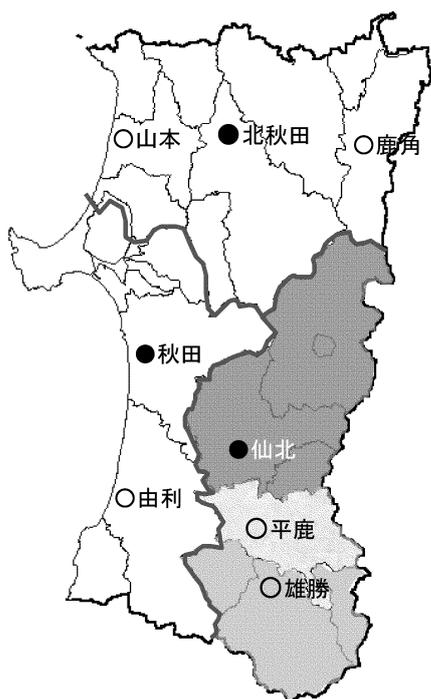
(1) 建築課本務局（県南地域）の移行

平鹿管内では、県が行う建築基準法関連業務がなくなるなど、県南地域における業務量に変化が生じているため、平成28年4月から建築課本務局を平鹿地域振興局から業務量の多い仙北地域振興局に移行する。

(2) 5局建築職員の常勤時間

本務局以外の5局建築課は兼務体制であり、本務局に出勤してから出向くため、平成28年4月から5局建築職員の常勤時間を9時30分から16時15分とする。

なお、5局建築課にはこれまでどおり8時30分から17時15分まで臨時職員を配置して窓口業務を行う。



《 県南3局の業務状況 》

		仙北振興局	平鹿振興局	雄勝振興局
管内建築確認件数 ※()内件数は振興局審査件数	H26	731件(108件)(70.9%)		300件(165件)(29.1%)
住宅リフォーム件数	H26	906件(46.1%)	585件(29.7%)	475件(24.2%)
県有建築物・教育庁施設箇所数		55箇所(51.9%)	26箇所(24.5%)	25箇所(23.6%)
建築士事務所数		162(43.1%)	132(35.1%)	82(21.8%)
宅地建物取引業者数		60(51.7%)	37(31.9%)	19(16.4%)